

○国立大学法人長岡技術科学大学学則

平成16年4月1日
学則第1号

改正 平成16年12月20日学則第2号 平成17年2月23日学則第3号 平成17年3月22日学則第4号
平成17年6月1日学則第1号 平成17年11月30日学則第2号 平成18年1月18日学則第3号
平成18年3月1日学則第4号 平成18年4月1日学則第1号 平成19年2月14日学則第2号
平成19年2月28日学則第3号 平成19年10月31日学則第1号 平成20年1月16日学則第2号
平成20年3月26日学則第3号 平成21年4月15日学則第1号 平成22年1月13日学則第2号
平成22年9月8日学則第1号 平成22年11月10日学則第2号 平成23年3月4日学則第3号
平成23年3月28日学則第4号 平成24年3月2日学則第1号 平成24年5月16日学則第1号
平成25年4月10日学則第1号 平成25年8月28日学則第2号 平成26年3月4日学則第3号
平成27年3月26日学則第1号 平成28年3月4日学則第1号 平成28年4月13日学則第1号
平成29年7月28日学則第1号 平成30年1月25日学則第2号 平成31年3月19日学則第1号
平成31年3月27日学則第2号 令和元年6月28日学則第1号 令和元年7月10日学則第2号
令和2年9月2日学則第1号 令和3年2月10日学則第2号 令和3年3月4日学則第3号
令和3年7月27日学則第1号 令和3年11月10日学則第2号 令和4年2月9日学則第3号
令和4年3月23日学則第4号 令和4年10月5日学則第1号 令和5年2月8日学則第2号
令和5年3月22日学則第3号 令和5年9月19日学則第1号 令和6年1月10日学則第2号
令和6年3月5日学則第3号

目次

第1章 総則

- 第1節 目的及び点検・評価等（第1条―第1条の4）
- 第2節 組織（第2条―第8条）
- 第3節 職員等（第9条・第9条の2）
- 第4節 運営組織（第10条）
- 第5節 学年、学期及び休業日（第11条―第13条）

第2章 学部

- 第1節 修業年限等（第14条・第15条）
- 第2節 入学（第16条―第25条）
- 第3節 休学及び退学等（第26条―第31条）
- 第4節 教育課程及び履修方法等（第32条―第45条）
- 第5節 卒業及び学位等（第46条―第48条）

第3章 大学院

- 第1節 修業年限等（第49条―第50条の2）
- 第2節 入学（第51条―第57条）
- 第3節 休学及び退学等（第58条―第61条）
- 第4節 教育課程及び履修方法等（第62条―第68条）

第5節 課程の修了及び学位等（第69条―第71条）

第4章 通則

第1節 賞罰（第72条・第73条）

第2節 学生宿舍等（第74条）

第3節 検定料その他の費用（第75条・第76条）

第4節 研究生、聴講生、科目等履修生、外国人留学生等（第77条―第83条）

第5節 公開講座（第84条）

附則

第1章 総則

第1節 目的及び点検・評価等

（目的）

第1条 本学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、実践的、創造的な能力を備えた指導的技術者を育成するとともに、実践的な技術の開発に主眼を置いた研究を推進することを目的とする。

（点検・評価等）

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（第3項及び次条において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の事項並びにその実施体制等に関し必要な事項は、別に定める。

3 第1項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

4 第1項の点検及び評価の結果並びに前項の認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上に努めるものとする。

（教育研究等の状況の公表）

第1条の3 本学は、本学の教育研究等の状況を公表するものとする。

（学位授与の方針等）

第1条の4 本学は、第1条の目的を踏まえて、本学において、次の各号に掲げる方針を定め、公表するものとする。

- 一 学位授与の方針
- 二 教育課程の編成・実施の方針
- 三 入学者の受入の方針

第2節 組織

（学部）

第2条 本学に、工学部を置く。

（課程及び目的）

第2条の2 工学部に置く課程及びその目的は、次のとおりとする。

課程名	目的
工学課程	各工学分野（機械工学、電気電子情報工学、情報・経営システム工学、物質生物工学、環境社会基盤工学）で必要とされる基本的な専門知識及び実践的技術感覚を備え、情報技術を活用して、関連分野及び融合領域の諸課題に対応し、グローバルな技術展開のできる実践的・創造的能力を備えた指導的技術者・研究者の育成

（課程の定員）

第2条の3 前条に規定する課程の定員は、次のとおりとする。

課程	第1学年の入学定員	第3学年の入学定員	収容定員
	人	人	人
工学課程	80	340	1,000
計	80	340	1,000

（課程の分野）

第2条の4 教育上の区分として、工学課程に機械工学分野、電気電子情報工学分野、情報・経営システム工学分野、物質生物工学分野、環境社会基盤工学分野を置く。

（大学院、研究科及び課程）

第3条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に工学研究科を置き、博士課程とする。

3 博士課程は、前期及び後期の区分を設けないもの（以下「5年一貫制博士課程」という。）、前期及び後期の課程に区分するもの（以下「区分制博士課程」という。）とする。

4 前項の区分制博士課程は前期2年の課程（以下「修士課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）の区分とする。

（課程等及び目的）

第4条 5年一貫制博士課程は、博士の学位取得を目指す学生が途切れることなく効率的・効果的に研究開発等に取り組むことにより、イノベーション創出及び産業界のリーダーとしてグローバルに活躍できる能力を備えるとともに、高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 前3項の課程に置く専攻及びその目的は、次のとおりとする。

5年一貫制博士課程

専攻名	目的
技術科学イノベーション専攻	海外拠点大学を中心としたグローバル産学官ネットワーク（グローバル融合キャンパス）を土台とした技術科学（工学）教育により、世界で活躍でき、イノベーションを起こせる能力を持ち、日本

	及び世界の産業を牽引する特に優れたリーダーの育成
--	--------------------------

修士課程

専攻名	目的
工学専攻	各工学分野（機械工学、電気電子情報工学、情報・経営システム工学、物質生物工学、環境社会基盤工学、量子・原子力統合工学、システム安全工学）で必要とされる専門・融合知識及び実践的技術感覚を備え、データサイエンス、IoT等の情報技術を活用して、関連分野及び融合領域の諸課題に対応し、安全に関する考え方を身につけ、技術をグローバルに展開できる高度な実践的・創造的能力を備えた指導的技術者・研究者の育成

博士後期課程

専攻名	目的
先端工学専攻	各工学分野（エネルギー工学、情報・制御工学、材料工学、社会環境・生物機能工学）で必要とされる深い専門・融合知識及び独創的・実践的技術感覚を備え、高度な情報技術を活用して、関連分野及び融合領域の諸課題に対応し、グローバルな技術展開ができるより高度な実践的・創造的能力、及び新しい学問技術を創り出す能力を備えた指導的技術者・研究者の育成

（専攻の定員）

第5条 前条に規定する専攻の定員は、次のとおりとする。

工学研究科

5年一貫制博士課程			修士課程			博士後期課程		
専攻名	入学定員	収容定員	専攻名	入学定員	収容定員	専攻名	入学定員	収容定員
技術科学イノベーション専攻	15	75	工学専攻	419	838	先端工学専攻	30	90
計	15	75	計	419	838	計	30	90

（専攻の分野）

第5条の2 教育上の区分として、工学専攻に機械工学分野、電気電子情報工学分野、情報・経営システム工学分野、物質生物工学分野、環境社会基盤工学分野、量子・原子力統合工学分野、システム安全工学分野を置き、また、先端工学専攻にエネルギー工学分野、情報・制御工学分野、材料工学分野、社会環境・生物機能工学分野を置く。

（学内共同教育研究施設）

第6条 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。

名称	目的
教育方法開発センター	学部及び大学院における教育方法改善に係る調査・研究、企画及び実践等を通じ技術者教育の総合的な推進を図ること。
共通教育センター	学生に対する教養教育を統括するとともに、語学及び専門基礎教育を含む共通教育全般の企画、改善並びに推進を図ること。
語学センター	学生に対し外国語教育と専門分野に係る語学指導を行い、かつ、職員の研究並びに語学研修に資すること。

体育・保健センター	学部前期の学生に対する保健体育の授業を実施するとともに、学生の体育活動及びサークル活動について組織的な指導を行い、併せて学生、職員の健康管理に関する専門的業務を行い、実践的な技術開発の研究に医学的立場から協力すること。
分析計測センター	大型分析計測機器を適切に管理し、研究及び教育の用に供するとともに、分析計測方法及び機器の改善、開発を行うこと。
技術開発センター	企業等との共同研究の推進及び技術教育のための教育方法の開発・研究を行うとともに、学生の総合的な実習の場として資すること。
工作センター	特殊工作機械類を適切に集中管理し、研究及び教育の用に供するとともに、学内の教育研究に必要な実験機器、測定装置等の開発、製作を行うこと。
極限エネルギー密度工学研究センター	極限エネルギー密度発生・解析・応用装置等を適切に管理し、研究及び教育の用に供するとともに、電磁エネルギービーム工学及び高出力レーザー開発・応用工学の研究・開発並びに機器の改善・開発を行うこと。
グローバル教育センター	本学における海外の学術機関との交流の促進並びに外国人留学生の教育指導及び学生の国際交流推進等を行い、もって、本学の教育研究の国際的な連携の推進に貢献すること。
ラジオアイソトープセンター	センターの実験施設・設備を適切に管理運営し、関連教育研究の用に供するとともに、放射線障害防止に関する業務を行うこと。
音響振動工学センター	音響振動工学に関する教育研究の用に供すること。
理学センター	本学における理学に関する教育研究の進展を図ること。
高性能マグネシウム工学研究センター	次世代産業基盤材料としての軽負荷・高性能マグネシウムに関する研究・開発を行うとともに、これに関する教育を行うこと。
安全安心社会研究センター	製品及び施設で発生する事故並びに各種安全問題に関する論評・分析並びに安全安心社会構築のための政策提言及び調査研究を行うことを通して、安全安心社会の構築に寄与すること。
数理・データサイエンス教育研究センター	実践的な数理・データサイエンス教育の全学的展開とeラーニングによる全国の高等専門学校等への展開を推進すること。
総合情報センター	情報化推進及び情報通信技術に関する教育研究を行うとともに、情報基盤の整備及び提供を行うこと。
地域防災実践研究センター	自然災害に対する防災・減災に関する技術の実践研究及び産学官連携事業を推進し、地域防災実践研究による技術革新の基盤を創成するとともに、SDGsの達成に向け自然災害に強いまちづくりに貢献すること。
グローバル・地域資源循環センター	世界及び国内の地域を対象とした地域特有の資源を利用したサーキュラーエコノミーを支える基盤技術の開発と、その各地域をフィールドとして活躍できる先端的アカデミア研究者及び先導的技術者を養成

	すること。
技術革新フロンティア教育センター	異分野融合領域を系統的に学ぶ新たな教育プログラムの構築及び産業界との連携による人材育成教育並びにDXものづくり研究を通じた高度な実践的教育研究を遂行すること。
DXアジャイルものづくり研究開発センター	IT技術とアジャイルなものづくり手法が融合したDXアジャイルものづくりの研究を推進し、我が国のものづくり産業における新たなビジネスモデルやスタートアップの創出に貢献すること。
DXRものづくりオープンイノベーションセンター	DX(デジタル連携)及びXR(現実と仮想世界の融合技術)を組み合わせたものづくり(DXRものづくり)の技術に関する教育研究を行うとともに、産学官連携による研究、開発、人材育成、事業化支援及びスタートアップ支援を行い、オープンイノベーションの推進に資すること。

2 学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(附属図書館)

第7条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 本学に、事務局を置く。

2 事務局の組織に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 職員等

(職員の種類及び職務)

第9条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 前項のほか、本学に必要な職員を置くことができる。

3 学長は、校務をつかさどり、職員を統督する。

4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

5 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

6 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

7 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

8 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

9 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(学部長及び研究科長)

第9条の2 工学部に工学部長を置く。

2 工学研究科に研究科長を置く。

3 工学部長及び研究科長は、当該学部又は研究科に関する校務をつかさどる。

第4節 運営組織

(教授会)

第10条 本学に、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第13条 工学部及び工学研究科の休業日は、次のとおりとする。ただし、第1号から第3号については、システム安全工学専攻を除く。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

三 本学の開学記念日 10月1日

四 春期休業 3月26日から4月4日まで

五 夏期休業 7月24日から8月31日まで

六 冬期休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 学長は、必要がある場合は前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第2章 学部

第1節 修業年限等

(修業年限等)

第14条 学部の修業年限は、4年とする。

2 第3学年に入学した者の在学すべき年数は、2年とする。

3 第80条に規定する科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、別に定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して2年を超えない期間を前2項の修業年限に通算することができる。ただし、第3学年の入学者にあつては、1年を超えないものとする。

(在学年限)

第15条 第1学年の入学者にあつては8年を、第3学年の入学者にあつては、4年を超えて在学することができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始め又は第2学期の始めとする。

(第1学年の入学資格)

第17条 本学の第1学年に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 中等教育学校を卒業した者
- 三 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 四 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 五 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 六 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者
- 八 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 九 個別の入学資格審査により、学長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
（第3学年の入学資格）

第18条 本学の第3学年に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 高等専門学校を卒業した者
- 二 短期大学を卒業した者
- 三 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者で前条に規定するもの
- 四 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者で前条に規定するもの
- 五 高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者で前条に規定するもの
- 六 前5号と同等以上の者
（入学の出願）

第19条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

（入学者の選考）

第20条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより教授会の意見を聴いて、学長が選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第21条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予の申請を受理した者を含む。）に入学を許可する。

（再入学）

第22条 第30条の規定により退学を許可された者で、再入学を志願する者があるときは、学年の始め又は第2学期の始めに、別に定めるところにより教授会の意見を聴いて、学長が相当年次に入学を許可することがある。

（転入学）

第23条 他の大学に在学する者で、本学に転入学を志願する者があるときは、学年の始め又は第2学期の始めに、欠員のある場合に教授会の意見を聴いて、学長が相当年次に入学を許可することがある。

（転分野）

第24条 本学の学生で、転分野を志願する者があるときは、学年の始め又は第2学期の始めに、教授会の意見を聴いて、学長が相当年次に転分野を許可することがある。

（再入学、転入学等の場合の取扱い）

第25条 前3条の規定により入学等を許可された者の在学すべき年数及び既修得単位の取扱いについては、教授会の意見を聴いて学長が定める。

第3節 休学及び退学等

（休学）

第26条 疾病、ボランティア活動その他特別の理由により2月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者には、学長は休学を命ずることができる。

（休学期間）

第27条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。ただし、ボランティア活動その他の別に定める理由により許可された場合はこの限りでない。

3 休学期間は、在学年限の期間には算入しない。

（復学）

第28条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

（留学）

第29条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、教授会の意見を聴いて、学長が留学を許可することがある。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第46条に定める在学期間を含めることができる。

（退学）

第30条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第31条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

- 一 第15条に定める在学年限を超えた者
- 二 第27条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- 三 長期にわたり行方不明の者
- 四 入学料の免除を申請した者のうち、免除が不許可となった者又は一部の額が免除許可になった者であって、所定の期日までに入学料を納付しない者
- 五 入学料の徴収猶予を申請した者であって、所定の期日までに入学料を納付しない者
- 六 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第4節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第32条 第1条の4に規定する学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針に基づき、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、学部の特攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第33条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(教育課程の編成方法)

第34条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各学年に配当して編成するものとする。

(授業科目)

第35条 授業科目の区分は、教養科目、外国語科目、専門基礎科目及び専門科目とする。

- 2 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）により、教員の免許を得ようとする学生のため、教職に関する科目を置く。
- 3 授業科目及びその単位数等は、別に定める。

(授業の方法)

第36条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 文部科学大臣が定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 文部科学大臣が定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第37条 各授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、この学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(各授業科目の授業期間)

第38条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(実務訓練)

第39条 社会との密接な接触を通じて、指導的な技術者として必要な人間性の陶冶を図るとともに、実践的な技術感覚を体得させることを目的として、実務訓練を履修させるものとする。

- 2 前項の実務訓練は、国若しくは地方公共団体の機関又は法人との協議に基づいて、当該機関又は法人において行うものとする。
- 3 実務訓練の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の授与)

第40条 授業科目を履修し、その試験に合格した学生には、所定の単位を与える。ただし、第37条第2項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(履修科目の登録の上限)

第41条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

- 2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生は、別に定めるところにより、前項に定める上限を超えて履修科目を登録することができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第42条 教育上有益と認める場合は、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の意見を聴いて学長が適当と認めたときに、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目履修により修得したものとみなすことができる。ただし、第3学年の入学者にあつては、30単位を超えないものとする。

- 2 前項の規定は、第29条の規定により留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学

の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第43条 教育上有益と認める場合は、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の意見を聴いて学長が適当と認めたときに、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。ただし、第3学年の入学者にあつては、30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第44条 教育上有益と認める場合は、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授会の意見を聴いて学長が適当と認めたときに、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認める場合は、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、教授会の意見を聴いて学長が適当と認めたときに、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第3学年入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第42条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(成績の評価)

第45条 授業科目の試験の成績は、S・A・B・C及びDの5種類の評語をもって表し、S・A・B及びCを合格とし、Dを不合格とする。ただし、必要と認める場合は、S・A・B・Cの合格の評語に代えてGで表すことができる。

第5節 卒業及び学位等

(卒業)

第46条 本学に4年（第3学年の入学者にあつては2年）以上在学し、別に定める所定の授業科目を履修し、次の各号に定めるところにより130単位以上を修得した学生については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

- 一 教養科目については、28単位
- 二 外国語科目については、12単位
- 三 専門基礎科目については、44単位
- 四 専門科目については、46単位

2 本学に3年以上在学した学生（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）で、前項に定める単位を優秀な成績で修得したときは、第14条第1項の規定に

にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定することができる。

3 前項の規定は、学校教育法第89条の規定を適用しない者を定める省令（平成11年文部省令第38号）に規定する者には適用しない。

4 第3学年の入学者の卒業を認定するに当たって第1項の規定を適用するときは、次の各号に掲げる単位数以下を第1学年及び第2学年において修得したものとみなすことができる。

一 教養科目については、14単位

二 外国語科目については、8単位

三 専門基礎科目については、44単位

5 第1項に規定する卒業の要件として修得すべき130単位のうち、第36条第2項の授業の方法により修得した単位数は、60単位を超えないものとする。ただし、第3学年の入学者にあつては、30単位を超えないものとする。

6 前項に規定する単位数には、第42条、第43条及び第44条により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数のうち、第36条第2項の授業の方法により修得した単位数を含むものとする。

（学位の取得）

第47条 本学を卒業した者に学士の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は別に定める。

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第48条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部において当該所要資格を取得できる教員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

工学課程	中学校教諭一種免許状	理科
	高等学校教諭一種免許状	理科
		工業

第3章 大学院

第1節 修業年限等

（標準修業年限）

第49条 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

（在学年限）

第50条 5年一貫制博士課程は8年、修士課程は3年、博士後期課程は5年を超えて在学することができない。

（長期履修学生）

第50条の2 前2条の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修する学生の修業年限、在学年限等は別に定める。

第2節 入学

(入学の時期)

第51条 入学の時期は、学年の始め又は第2学期の始めとする。

(入学資格)

第52条 大学院に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 学校教育法第83条第1項に定める大学を卒業した者
 - 二 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - 六 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - 七 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - 八 文部科学大臣の指定した者
 - 九 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、学長が所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - 十 個別の入学資格審査により、学長が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 修士の学位を有する者
 - 二 学校教育法第104条第3項に規定する文部科学大臣の定める学位（以下「専門職学位」という。）を有する者
 - 三 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

六 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する国際連合大学（第66条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

七 外国の学校、第5号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

八 文部科学大臣の指定した者

九 個別の入学資格審査により、学長が修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
（入学の出願及び入学者選考等）

第53条 入学の出願及び選考方法等については、第19条から第21条までの規定を準用する。
（博士後期課程への進学）

第54条 本学修士課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学することを願い出た者に対しては、選考の上、進学を許可する。
（再入学）

第55条 第58条の規定により退学を許可された者で、大学院に再入学を志願する者があるときは、学年の始め又は第2学期の始めに、別に定めるところにより教授会の意見を聴いて、学長が相当年次に入学を許可することがある。

（転入学）

第55条の2 本学大学院に転入学を志願する者があるときは、学年の始め又は第2学期の始めに、教授会の意見を聴いて、学長が相当年次に入学を許可することがある。

（編入学）

第55条の3 第52条第2項各号のいずれかに該当する資格を有する者で、5年一貫制博士課程の第3学年に編入学を志願する者があるときは、学年の始め又は2学期の始めに、教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既修得単位の取扱いについては、別に定める。
（転専攻及び転分野）

第56条 転専攻及び転分野を志願する者があるときは、学年の始め又は第2学期の始めに、教授会の意見を聴いて、学長が相当年次に転専攻及び転分野を許可することがある。

（再入学、転入学等の場合の取扱い）

第57条 第55条、第55条の2及び第56条の規定により入学等を許可された者の在学すべき年数及び既修得単位の取扱いについては、教授会の意見を聴いて、学長が定める。

第3節 休学及び退学等

(休学、復学及び退学の準用)

第58条 休学、復学及び退学にあつては、第26条、第28条及び第30条の規定を準用する。

(休学期間)

第59条 休学期間は、5年一貫制博士課程、修士課程、博士後期課程それぞれ1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、それぞれ1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、5年一貫制博士課程、修士課程、博士後期課程ごとに、それぞれ通算して2年を超えることができない。ただし、ボランティア活動その他の別に定める理由により許可された場合はこの限りでない。

3 休学期間は、在学年限の期間には算入しない。

(留学)

第60条 外国の大学院で学修することを志願する者は、教授会の意見を聴いて、学長が留学を許可することがある。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第69条に定める在学期間を含めることができる。

(除籍)

第61条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

- 一 第50条又は第50条の2に定める在学年限を超えた者
- 二 第59条に定める休学期間を超えてもなお修学できない者
- 三 第31条第3号から第6号までのいずれかに該当する者

第4節 教育課程及び履修方法等

(授業及び研究指導)

第62条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(卓越大学院プログラム)

第62条の2 大学院において編成する教育課程のほか、新たな知の創造と活用を主導し、次代を牽引する価値を創造するとともに、社会的課題の解決に挑戦して、社会にイノベーションをもたらすことができる博士人材を育成するため、卓越大学院プログラムを開設する。

(教育課程の編成方針)

第62条の3 第1条の4に規定する学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針に基づき、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 卓越大学院プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第63条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第63条の2 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(授業科目)

第64条 授業科目及びその単位数等は、別に定める。

(授業の方法等の準用)

第65条 授業の方法、単位の計算方法、各授業科目の授業期間、単位の授与及び成績の評価については、第36条、第37条、第38条、第40条及び第45条の規定を準用する。

(他大学院における授業科目の履修等)

第66条 教育研究上有益と認める場合は、他の大学院との協議に基づき、学生が当該他大学院において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の意見を聴いて学長が適当と認めたときに、15単位を超えない範囲で、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、第60条の規定により留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(他大学院等における研究指導)

第67条 教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、大学院の学生が当該他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学院等に留学する場合に準用する。
- 3 他大学院等における研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第68条 教育研究上有益と認める場合は、学生が本学大学院に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授会の意見を聴いて学長が適当と認めたときに、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、また、第66条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合せて20単位をこえないものとする。

第5節 課程の修了及び学位等

(修士課程及び博士課程の修了)

第69条 修士課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、別に定める所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出してその審

査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、教授会の意見を聴いて学長が適当と認めたときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができるものとする。
- 3 博士課程の修了の要件は、大学院に5年（区分制博士課程は、修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、別に定める所定の授業科目を42単位（区分制博士課程は、修士課程における30単位を含む。）以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（区分制博士課程は、修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
- 4 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件は、大学院に修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、別に定める所定の授業科目を42単位（修士課程における30単位を含む。）以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、別に定める所定の授業科目を12単位以上修得し、並びに必要な研究指導を受けた上で博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。
- 6 前3項ただし書の者の修得単位数の取扱いについては、別に定める。
- 7 第1項に規定する修士課程の修了の要件として修得すべき30単位のうち、第36条第2項の授業の方法により修得した単位数は、10単位を超えないものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、10単位を超えることができる。
- 8 第3項及び第4項に規定する博士課程の修了の要件として修得すべき42単位のうち、第36条第2項の授業の方法により修得した単位数は、22単位（修士課程において第36条第2項の授業の方法により修得した単位数を含む。）を超えないものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、22単位を超えることができる。

- 9 第5項に規定する博士課程の修了の要件として修得すべき12単位については、第36条第2項の授業の方法により修得できるものとする。
- 10 前3項に規定する単位数には、第66条及び第68条により修得したものとみなすことができる単位数のうち、第36条第2項の授業の方法により修得した単位数を含むものとする。
- 11 修士課程又は博士課程の修了の認定は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。
(大学院における在学期間の短縮)

第69条の2 大学院は、第68条第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く。)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも一年以上在学するものとする。

(学位の授与)

- 第70条 修士課程を修了した者には、修士の学位を、博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
- 2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。
- 3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

- 第71条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 2 本学の大学院工学研究科において当該所要資格を取得できる教員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
------	-------------	----

第4章 通則

第1節 賞罰

(表彰)

第72条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰することがある。

(懲戒)

第73条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 学生の懲戒処分の手続に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 学生宿舎等

(学生宿舎等)

第74条 本学に、学生の居住の用に供するため、宿舎を置く。

- 2 宿舎に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 検定料その他の費用

(検定料等の額及び徴収)

第75条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額及びその徴収方法は、別に定めるところによる。

- 2 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に定める額を返還する。
 - 一 入学を許可され入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料を納付した者が、入学を許可した日の属する年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申出により、当該授業料相当額
 - 二 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料相当
 - 三 その他別に定めるところによりやむを得ない事情があると認められる場合には、別に定める額

(授業料その他の費用の免除及び猶予)

第76条 経済的理由によって授業料等の納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるとき、又はその他やむを得ない事情があると認められるときは、別に定めるところにより、検定料、入学料、授業料又は寄宿料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

第4節 研究生、聴講生、科目等履修生、外国人留学生等

(研究生)

第77条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として学長が入学を許可することがある。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第78条 他の大学院の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他大学院との協議に基づき、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、特別研究学生として学長が入学を許可することがある。

- 2 前項の規定は、外国の大学の大学院の学生又は、これに相当する課程に在籍する学生が、本学の大学院において研究指導を受けようとする場合に準用する。
- 3 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第79条 本学において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として学長が入学を許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第80条 本学において、一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として学長が入学を許可し、単位を授与することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第81条 他の大学（大学院を含む。）、短期大学又は高等専門学校の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学、短期大学又は高等専門学校との協議に基づき、特別聴講学生として学長が入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第82条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に対しては、第35条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことがある。

3 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国において教育を受けた学生に関する授業科目等の特例)

第83条 前条第2項の規定は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けた者について、教育上有益と認める場合に準用する。

第5節 公開講座

(公開講座)

第84条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成12年3月17日学則第4号施行前の長岡技術科学大学学則（昭和53年4月1日学則第1号）の第2条第2項に規定する機械システム工学課程、創造設計工学課程、電気・電子システム工学課程及び電子機器工学課程（第7項において「旧課程」という。）は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 この学則施行前の長岡技術科学大学学則（昭和53年4月1日学則第1号）第3条の3に規定する機械システム工学専攻、創造設計工学専攻、電気・電子システム工学専攻、

電子機器工学専攻（第7項において「旧専攻」という。）は、第5条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 4 第5条の表に掲げる修士課程の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成16年度は次のとおりとする。

専攻名	年度 平成16年度収容定員
機械システム工学専攻	57人
創造設計工学専攻	50
電気・電子システム工学専攻	54
電子機器工学専攻	54
建設工学専攻	80
環境システム工学専攻	100
機械創造工学専攻	97
電気電子情報工学専攻	98
材料開発工学専攻	94
生物機能工学専攻	100
経営情報システム工学専攻	30
計	814

- 5 削除
- 6 平成15年度以前の学部入学者に係る授業科目の区分及び卒業要件単位の取扱いは、第35条並びに第46条第1項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 旧課程及び旧専攻で取得できる教員免許状の種類は、第48条第2項又は第71条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月20日学則第2号）

この学則は、平成16年12月20日から施行する。

附 則（平成17年2月23日学則第3号）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年4月1日に現に学部第4学年に在学する者に係る卒業要件単位の取扱いは、改正後の第46条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成15年度以前の学部入学者（前項に定める者を除く。）に係る卒業要件単位の取扱いは、改正後の第46条第1項の規定を適用する。この場合において、同項の適用については、同項中「教養科目」とあるのは「総合科目」とする。

附 則（平成17年3月22日学則第4号）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月1日学則第1号）

この学則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成17年11月30日学則第2号）

この学則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年1月18日学則第3号）

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 第5条の表に掲げる工学研究科修士課程の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成18年度は次のとおりとする。

専攻名	年度 平成18年度収容定員
機械創造工学専攻	189人
電気電子情報工学専攻	193
材料開発工学専攻	94
建設工学専攻	80
生物機能工学専攻	100
環境システム工学専攻	100
経営情報システム工学専攻	60
計	816

3 第5条の表に掲げる工学研究科博士後期課程の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成18年度から平成19年度までは次のとおりとする。

専攻名	年度 平成18年度収容定員	平成19年度収容定員
情報・制御工学専攻	43人	38人
材料工学専攻	27	30
エネルギー・環境工学専攻	23	28
生物統合工学専攻	7	14
計	100	110

4 第5条の表に掲げる技術経営研究科専門職学位課程の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成18年度は次のとおりとする。

専攻名	年度 平成18年度収容定員
システム安全専攻	15人
計	15

附 則（平成18年3月1日学則第4号）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日学則第1号）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月14日学則第2号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月28日学則第3号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月31日学則第1号）

この学則は、平成19年10月31日から施行する。

附 則（平成20年1月16日学則第2号）

- 1 この学則は、平成20年1月16日から施行する。ただし、第46条第3項の改正規定、第52条第1項第1号及び第2号の改正規定、同条第2項第2号の改正規定並びに第69条第5項の改正規定は、平成19年12月26日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。
 - 一 第2条の見出しの改正規定、同条第2項を削る改正規定、同条の次に2条を加える改正規定、第4条の見出しの改正規定、同条第4項の改正規定、第5条の見出しの改正規定及び同条の改正規定 平成20年4月1日
 - 二 目次の改正規定（第3章に係る部分に限る。）、第50条の次に1条を加える改正規定、第59条第3項の改正規定及び第61条第1項の改正規定 平成21年4月1日

附 則（平成20年3月26日学則第3号）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月15日学則第1号）

この学則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成22年1月13日学則第2号）

この学則は、平成22年1月13日から施行する。

附 則（平成22年9月8日学則第1号）

この学則は、平成22年9月8日から施行する。

附 則（平成22年11月10日学則第2号）

この学則は、平成22年11月10日から施行する。

附 則（平成23年3月4日学則第3号）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日学則第4号）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月2日学則第1号）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第5条の表に掲げる工学研究科修士課程の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成24年度は次のとおりとする。

専攻名	年度 平成24年度収容定員
機械創造工学専攻	184人
電気電子情報工学専攻	188
材料開発工学専攻	94
建設工学専攻	80
環境システム工学専攻	100
生物機能工学専攻	97
経営情報システム工学専攻	60
原子力システム安全工学専攻	20
計	823

附 則（平成24年5月16日学則第1号）

この学則は、平成24年5月16日から施行する。

附 則（平成25年4月10日学則第1号）

この学則は、平成25年4月10日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成25年8月28日学則第2号）

この学則は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成26年3月4日学則第3号）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正前の第45条の規定により評価された成績は、改正後の同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月26日学則第1号）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の第2条の3の表中の第3学年の入学定員に係る部分は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行前の材料開発工学課程、建設工学課程、環境システム工学課程及び経営情報システム工学課程（第8項において「旧課程」という。）は、改正後の第2条の3の規定にかかわらず、平成27年3月31日に在学する者並びに平成27年度及び平成28年度において第3学年に入学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成27年度及び平成28年度における前項に規定する課程の第3学年の入学定員は、材料開発工学課程が30人、建設工学課程が30人、環境システム工学課程が40人及び経営情報システム工学課程が20人とする。
- 4 第2条の3の表に掲げる学生の収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成27年度から平成29年度までは、次のとおりとする。

課程名	年度 平成27年度収容定員					平成28年度収容定員					平成29年度収容定員				
	1年	2年	3年	4年	計	1年	2年	3年	4年	計	1年	2年	3年	4年	計
機械創造工学課程	人 17	人 15	人 90	人 90	人 212	人 17	人 17	人 90	人 90	人 214	人 17	人 17	人 96	人 90	人 220
電気電子情報工学課程	17	15	90	90	212	17	17	90	90	214	17	17	96	90	220
材料開発工学課程		10	40	40	90			40	40	80				40	40
物質材料工学課程	12				12	12	12			24	12	12	50		74
建設工学課程		10	40	40	90			40	40	80				40	40
環境システム工学課程		10	50	50	110			50	50	100				50	50
環境社会基盤工学課程	13				13	13	13			26	13	13	60		86
生物機能工学課程	10	10	50	50	120	10	10	50	50	120	10	10	50	50	120
経営情報システム工学課程		10	30	30	70			30	30	60				30	30
情報・経営システム工学課程	11				11	11	11			22	11	11	38		60
計	80	80	390	390	940	80	80	390	390	940	80	80	390	390	940

- 5 この学則施行前の材料開発工学専攻、建設工学専攻、環境システム工学専攻及び経営情報システム工学専攻（第8項において「旧専攻」という。）は、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 6 第5条の表に掲げる工学研究科修士課程の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成27年度は次のとおりとする。

専攻名	年度 平成27年度収容定員
機械創造工学専攻	188人
電気電子情報工学専攻	189
材料開発工学専攻	47
物質材料工学専攻	50
建設工学専攻	40
環境システム工学専攻	50
環境社会基盤工学専攻	60
生物機能工学専攻	94
経営情報システム工学専攻	30
情報・経営システム工学専攻	35
原子力システム安全工学専攻	40
計	823

- 7 第5条の表に掲げる工学研究科博士後期課程の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成27年度から平成30年度までは次のとおりとする。

専攻名	年度 平成27年度収容 定員	平成28年度収容 定員	平成29年度収容 定員	平成30年度収容 定員
情報・制御工学専攻	33人	33人	29人	25人
材料工学専攻	33	33	28	23
エネルギー・環境工 学専攻	33	33	29	25
生物統合工学専攻	21	21	19	17
計	120	120	105	90

- 8 旧課程及び旧専攻で取得できる教員免許状の種類は、第47条第2項又は第71条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月4日学則第1号）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月13日学則第1号）

この学則は、平成28年4月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年7月28日学則第1号）

この学則は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（平成30年1月25日学則第2号）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 平成29年度以前の専門職学位課程入学者に係る修了要件単位の取扱いについては、改正後の第69条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月19日学則第1号）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日学則第2号）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第27条第2項及び第59条第2項の取扱いに必要な行為は、この学則の施行の日前において行うことができる。
- 3 平成30年度以前の工学部入学者に係る教員免許状の所要資格の取得の取扱いについては、改正後の第48条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成30年度以前の大学院工学研究科入学者に係る教員免許状の所要資格の取得の取扱いについては、改正後の第71条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月28日学則第1号）

この学則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年7月10日学則第2号）

この学則は、令和元年7月10日から施行する。

附 則（令和2年9月2日学則第1号）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月10日学則第2号）

この学則は、令和3年3月1日から施行する。ただし、改正後の第55条の3第2項及び第57条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月4日学則第3号）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、改正後の第31条の規定は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この学則施行前の技術経営研究科専門職学位課程システム安全専攻は、令和3年3月31日に在学する者（以下「在学生」という。）が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、在学生については、改正前の第3条、第4条、第9条の2、第13条、第49条、第50条、第54条、第56条、第59条、第62条、第63条の2、第65条、第66条、第68条、第69条の3及び第70条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 第5条の表に掲げる工学研究科修士課程及び技術経営研究科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和3年度は次のとおりとする。

工学研究科修士課程

専攻名	年度 令和3年度収容定員
機械創造工学専攻	192人
電気電子情報工学専攻	192
物質材料工学専攻	100
環境社会基盤工学専攻	120
生物機能工学専攻	94
情報・経営システム工学専攻	70
原子力システム安全工学専攻	40
システム安全工学専攻	15
計	823

技術経営研究科

専攻名	年度 令和3年度収容定員
システム安全専攻	15人
計	15

附 則（令和3年7月27日学則第1号）

この学則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和3年11月10日学則第2号）

- この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、改正後の第2条の3の表中の第3学年の入学定員にかかる部分は、令和6年4月1日から施行する。
- この学則施行前の機械創造工学課程、電気電子情報工学課程、物質材料工学課程、環境社会基盤工学課程、生物機能工学課程及び情報・経営システム工学課程（以下「旧課程」という。）は、改正後の第2条の3の規定にかかわらず、令和4年3月31日に在学する者並びに令和4年度及び令和5年度において入学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 第2条の3の表に掲げる学生の収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和4年度から令和6年度までは、次のとおりとする。

課程名	年度 令和4年度収容定員					令和5年度収容定員					令和6年度収容定員				
	1年	2年	3年	4年	計	1年	2年	3年	4年	計	1年	2年	3年	4年	計
工学課程	80人				80	80	80			160	80	80	420		580
機械創造工学課程		17	96	96	20			96	96	19				96	96

					9					2					
電気電子情報工学課程		17	96	96	209			96	96	192				96	96
物質材料工学課程		12	50	50	112			50	50	100				50	50
環境社会基盤工学課程		13	60	60	133			60	60	120				60	60
生物機能工学課程		10	50	50	110			50	50	100				50	50
情報・経営システム工学課程		11	38	38	87			38	38	76				38	38
計	80	80	390	390	940	80	80	390	390	940	80	80	420	390	970

4 この学則施行前の機械創造工学専攻、電気電子情報工学専攻、物質材料工学専攻、環境社会基盤工学専攻、生物機能工学専攻、情報・経営システム工学専攻及び原子力システム安全工学専攻（以下「旧専攻」という。）は、改正後の第5条の規定にかかわらず、令和4年3月31日に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

5 第5条の表に掲げる工学研究科修士課程の収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和4年度は次のとおりとする。

専攻名	年度 令和4年度収容定員
工学専攻	人 404
機械創造工学専攻	96
電気電子情報工学専攻	96
物質材料工学専攻	50
環境社会基盤工学専攻	60
生物機能工学専攻	47
情報・経営システム工学専攻	35
原子力システム安全工学専攻	20
システム安全工学専攻	30
計	838

6 この学則施行前の情報・制御工学専攻、材料工学専攻、エネルギー・環境工学専攻及び生物統合工学専攻は、改正後の第5条の規定にかかわらず、令和4年3月31日に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

7 第5条の表に掲げる工学研究科博士後期課程の収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和4年度及び令和5年度は次のとおりとする。

専攻名	年度 令和4年度収容定員	令和5年度収容定員
-----	-----------------	-----------

	人	人
先端工学専攻	30	60
情報・制御工学専攻	14	7
材料工学専攻	12	6
エネルギー・環境工学専攻	14	7
生物統合工学専攻	10	5
計	80	85

8 旧課程は、改正後の第24条の規定にかかわらず、従前のとおりとする。

9 旧課程及び旧専攻で取得できる教員免許状の種類は、次のとおりとする。

機械創造工学課程	高等学校教諭一種免許状	工業
電気電子情報工学課程		工業
物質材料工学課程		工業
環境社会基盤工学課程		工業
生物機能工学課程		工業
情報・経営システム工学課程		情報

機械創造工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
電気電子情報工学専攻		工業
物質材料工学専攻		工業
環境社会基盤工学専攻		工業
生物機能工学専攻		工業
情報・経営システム工学専攻		情報
原子力システム安全工学専攻		工業

附 則（令和4年2月9日学則第3号）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月23日学則第4号）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月5日学則第1号）

この学則は、令和4年10月5日から施行する。

附 則（令和5年2月8日学則第2号）

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日学則第3号）

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月19日学則第1号）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行前のシステム安全工学専攻は、改正後の第5条の規定にかかわらず、令和6年3月31日に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 第5条の表に掲げる工学研究科修士課程の収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和6年度は次のとおりとする。

専攻名	年度 令和6年度収容定員
工学専攻	人 823
システム安全工学専攻	15
計	838

附 則（令和6年1月10日学則第2号）

この学則は、令和6年1月10日から施行する。

附 則（令和6年3月5日学則第3号）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

○国立大学法人長岡技術科学大学学位規則

平成16年4月1日

規則第38号

改正 平成16年12月20日規則第75号 平成18年3月1日規則第18号

平成24年11月14日規則第9号 平成25年3月26日規則第15号

平成27年3月26日規則第8号 平成31年3月19日規則第6号

令和3年3月4日規則第22号 令和4年2月9日規則第12号

(目的)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条並びに国立大学法人長岡技術科学大学学則（以下「学則」という。）第47条及び第70条の規定に基づき、長岡技術科学大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記するものとする。

学位	専攻分野の名称
学士	工学
修士	工学
博士	工学

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了した者に授与する。

4 第3項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

(学位論文審査等の申請)

第4条 本学大学院の学生が、学位論文審査を申請する場合は、定められた期日までに、次の各号の一に該当する書類を学長に提出しなければならない。

一 修士の学位論文審査の申請にあつては、所定の学位論文審査申請書及び修士論文

二 博士の学位論文審査の申請にあつては、所定の学位論文審査申請書、博士論文、博士論文の内容の要旨及び論文目録

2 前項第1号に定める修士論文は、教授会の意見を聴いて、学長が適当と認めたときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができるものとする。

3 前条第4項の規定により博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書に博士論文、博士論文の内容の要旨、論文目録、履歴書及び学位論文審査手数料57,000円を

添え、学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学した者が、退学後1年以内に博士の学位論文審査の申請を行う場合にあっては、学位論文審査手数料は、要しない。

- 4 提出した学位論文等及び納付した学位論文審査手数料は、返還しない。
(学位論文等)

第5条 学位論文等は1編とし、修士論文又は特定の課題についての研究の成果は1通又は1件、博士論文は1通を提出するものとする。ただし、参考として他の論文又は研究の成果を添付することができる。

- 2 審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型又は標本等を提出させることができる。
(審査付託)

第6条 学長は、第4条の規定による学位論文審査等の申請を受理したときは、教授会にその審査を付託し、当該学位の授与について意見を聴くものとする。
(審査委員会)

第7条 教授会は、前条の規定による審査付託があったときには、工学研究科担当の教員3人以上で組織する審査委員会を設ける。

- 2 審査委員会は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に当たっては、教授会の議を経て、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。
(学位論文等の審査等)

第8条 審査委員会は、学位論文又は特別の課題についての研究の成果の審査及び最終試験又は第3条第4項に規定する本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）を行う。

- 2 学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査は、別に定める基準に基づき行う。
- 3 最終試験は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の内容を中心として、これに関連のある科目及び必要に応じ、審査委員会の指定する外国語科目について、口頭又は筆記により行う。
- 4 学力の確認は、口頭又は筆記による試験により行う。この場合において、審査委員会の指定する外国語科目を課する。
- 5 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学した者が、退学後1年以内に博士の学位授与の申請を行ったときは、学力の確認に代えて最終試験を行うことができる。
(審査期間)

第9条 審査委員会は、第4条第1項の規定による学位論文審査の申請にかかる学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を、原則として当該学生の在学期間内に終了するものとする。

- 2 審査委員会は、第4条第3項の規定による学位授与の申請にかかる博士論文の審査及び学力の確認を、当該申請を受理した日から1年以内に終了しなければならない。た

だし、特別の事情があるときは、教授会の議を経て、審査期間を延長することができる。

(審査結果の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、次の各号の一に該当する書類に、学位を授与できるか否かの意見を添え、直ちに教授会に報告しなければならない。

一 修士の学位にあつては、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査の結果及び最終試験の結果

二 博士の学位にあつては、博士論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨、博士論文審査の結果及び最終試験の結果又は学力の確認結果の要旨

(学位授与の審議)

第11条 教授会は、前条の報告に基づいて、学位を授与すべきか否かを審議し、その結果を学長に報告し、当該学位の授与について意見を述べる。

(学位の授与)

第12条 学長は、前条の意見を聴いて学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士論文の要旨等の公表)

第13条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(博士論文の公表)

第14条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第15条 本学の学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

(博士の学位授与の報告)

第16条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に文部科学大臣に報告する。

(学位の取消)

第17条 学位を授与された者が不正の方法により学位の授与を受けた事実があると認められたときは、学長は、教授会の意見を聴いて、学位を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

- 2 学位を授与された者がその名誉を汚す行為があったときは、前項の例により、当該学位を取消すことがある。

(学位記の様式)

第18条 学位記の様式は、第3条第1項にあつては別紙様式第1、第2項にあつては別紙様式第2、第3項にあつては別紙様式第3、第4項にあつては別紙様式第4のとおりとする。

- 2 第3条第3項のうち学則第62条の2第1項に規定する卓越大学院プログラムにおけるグローバル超実践ルートテクノロジープログラムコースを修了した者にあつては、別紙様式第5のとおりとする。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月20日規則第75号)

この規則は、平成16年12月20日から施行する。

附 則 (平成18年3月1日規則第18号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月14日規則第9号)

- 1 この規則は、平成24年11月14日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に第4条の規定により申請されている学位論文審査に係る学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査は、改正後の第8条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月26日規則第15号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第13条の規定は、この規則の施行の日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の第14条の規定は、この規則の施行の日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月26日規則第8号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月19日規則第6号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月4日規則第22号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行前の修士（専門職）の学位については、改正後の規定にかかわらず、専門職学位課程に令和3年3月31日に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、なお従前の例による。

附 則（令和4年2月9日規則第12号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第5条の博士論文については、令和4年8月修了予定者の学位論文審査から適用する。
- 3 令和4年3月31日に在学する者に授与する学位記の様式については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別紙様式第1（第18条関係）

学位記

[別紙参照]

別紙様式第2（第18条関係）

学位記

[別紙参照]

別紙様式第3（第18条関係）

学位記

[別紙参照]

別紙様式第4（第18条関係）

学位記

[別紙参照]

別紙様式第5（第18条関係）

学位記

[別紙参照]

○国立大学法人長岡技術科学大学授業科目等に関する規則

平成16年4月1日

規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人長岡技術科学大学学則第35条第3項、第37条及び第64条の規定に基づき、学部及び大学院の授業科目等に関し必要な事項を定める。

(学部の授業科目等)

第2条 学部の授業科目及び単位数は、別表第1の1及び別表第1の2のとおりとする。

(5年一貫制博士課程の授業科目等)

第3条 大学院5年一貫制博士課程の授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

(修士課程の授業科目等)

第4条 大学院修士課程の授業科目及び単位数は、別表第3のとおりとする。

(博士後期課程の授業科目等)

第5条 大学院博士後期課程の授業科目及び単位数は、別表第4のとおりとする。

(単位の計算方法)

第6条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義については、15時間の授業と30時間の予習・復習をもって1単位とする。
 - 二 演習については、30時間の授業と15時間の予習・復習をもって1単位とする。
 - 三 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、授業科目等に関し必要な事項については、教授会の意見を聴いて、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 別表第1の2に掲げる授業科目を履修することができる者は、当分の間、科目等履修生及び単位互換協定による特別聴講学生とする。ただし、学術交流協定に基づく特別聴講学生科目については、本学と外国の大学等との間において締結された学術交流協定に基づく特別聴講学生のみ履修することができるものとする。

附 則(平成16年12月20日規則第75号)

この規則は、平成16年12月20日から施行する。

附 則(平成17年2月23日規則第78号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年2月15日規則第15号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月14日規則第7号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月27日規則第23号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月25日規則第12号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年2月10日規則第17号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月4日規則第8号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日規則第11号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日規則第14号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日規則第13号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日規則第9号)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成26年度以前の学部及び大学院修士課程入学者並びに平成27年度及び平成28年度の学部第3学年入学者の授業科目等については、改正後の第2条及び第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月23日規則第13号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第12号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月29日規則第8号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日規則第12号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日規則第12号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月24日規則第33号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月23日規則第18号)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和3年度以前の学部、大学院修士課程(システム安全工学専攻除く)、博士後期課程及び専門職学位課程入学者並びに令和4年度及び令和5年度の学部第3学年入学者の授業科目等については、改正後の第2条から第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月22日規則第15号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日規則第16号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(別表は別添のとおり)

別表第1の1(第2条関係)

別表第1の2(第2条関係)

別表第2（第3条関係）

別表第3（第4条関係）

別表第4（第5条関係）

外国語科目等

区分		授業科目	単位	備 考
外国語科目	英語	英語11A	1	外国語科目は英語10単位必修。残りの2単位は外国語科目から選択。 () 内の数字は選択科目の単位を表す。
		英語1B	1	
		英語12A	1	
		英語1C	1	
		英語13S	(1)	
		英語21A	1	
		英語2B	1	
		英語22A	1	
		英語2C	1	
		英語23S	(1)	
		総合英語 I	1	
		総合英語A	(1)	
		技能別英語 I	(1)	
		科学技術英語	(1)	
		総合英語 II	1	
		総合英語B	(1)	
		技能別英語 II	(1)	
		Introduction to Academic Presentation	(1)	
		英語33S	(1)	
		Practical English	(1)	
		海外研修英語1A	(2)	
		海外研修英語1B	(1)	
	第二外国語	中国語初級 I	(1)	外国人留学生に関する授業科目等の特例 日本語科目で修得した単位のうち、2単位を第二外国語科目として代替できる。 また、日本語科目及び日本事情科目で修得した単位のうち、第二外国語科目に代替した日本語科目2単位以外の単位を10単位を限度として教養科目の単位として代替できる。
		中国語初級 II	(1)	
		中国語会話	(1)	
		韓国語初級 I	(1)	
		韓国語初級 II	(1)	
		韓国語会話	(1)	
	計		29	
	日本語科目・日本事情に関する科目	日本語 I - I	(1)	
		日本語 I - II	(1)	
		日本語 II - I	(1)	
		日本語 II - II	(1)	
		日本語 III - I	(1)	
		日本語 III - II	(1)	
		日本語 IV - I	(1)	
		日本語 IV - II	(1)	
		日本事情 I - I	(2)	
		日本事情 I - II	(2)	
	計		12	

機械工学分野
専門基礎科目

区分	授業科目	単位	備考
必修	物理実験及び演習Ⅰ	2	
	化学実験及び演習Ⅰ	2	
	物理実験及び演習Ⅱ	2	
	工学基礎実験	2	
	機械設計製図	1	
	機械工学基礎実験	1	
	数学ⅠA	2	
	数学ⅠB	2	
	数学演習Ⅰ	1	
	基礎情報処理演習Ⅰ	1	
	基礎情報処理演習Ⅱ	1	
	計	17	
選択	数学ⅡA	2	55単位中27単位 以上選択必修。
	数学ⅡB	2	
	数学演習Ⅱ	1	
	物理学Ⅰ	2	
	物理学Ⅱ	2	
	化学Ⅰ	2	
	化学Ⅱ	2	
	一般工学概論	2	
	設計製図	1	
	工業基礎数学Ⅰ	2	
	工業基礎数学Ⅱ	2	
	確率統計	2	
	基礎電磁気学	2	
	図学	2	
	化学実験及び演習Ⅱ	2	
	生物学Ⅰ	2	
	生物学Ⅱ	2	
	生物実験及び演習	2	
	技術革新フロンティア基礎演習	1	
	機構学	2	
	機械工作法	2	
	工業力学	2	
	情報制御数学	2	
	水力学	2	
	材料力学	2	
	材料科学	2	
	制御工学基礎	2	
	波動・振動	2	
	工業熱力学	2	
	計	55	

機械工学分野

専門科目

区分	授業科目	単位	備考
必修	機械の数学・力学Ⅰ	2	学長が認めるときは、「実務訓練8単位」は「課題研究8単位」をもって替えることができる。
	機械の数学・力学Ⅱ	2	
	機械工学設計演習	2	
	機械工学実験Ⅰ	2	
	機械工学実験Ⅱ	2	
	機械工学実験Ⅲ	6	
	実務訓練 (課題研究)	8	
	計	(8)	
選択必修	計	24	
	機械力学	2	30単位中8単位以上選択必修。
	計測制御工学	2	
	スマートファクトリー	2	
	応用熱力学	2	
	流体力学	2	
	機械材料	2	
	応用材料力学	2	
	計算力学の基礎	2	
	動的システムの解析と制御	2	
	機械システム設計工学	2	
	機械要素設計工学	2	
	環境・エネルギー	2	
	応用流体力学	2	
	応用材料科学Ⅰ	2	
	応用材料科学Ⅱ	2	
	計	30	
選択	機械の数学・力学演習	1	26単位中14単位以上選択必修。
	プログラミング演習	1	
	機械工学実験Ⅳ	1	
	機械工学特別講義	2	
	応用統計学	2	
	線形代数学	2	
	電子回路	2	
	メカトロニクス基礎	2	
	安全工学基礎	2	
	材料熱力学	2	
	材料加工生産学	2	
	材料物性学	2	
	技術革新フロンティア・スタートアップ演習	1	
	集中セミナー	1	
	集中ラボ演習	1	
	アドバンスト・ラボ演習	2	
	計	26	

機械工学分野

教職課程科目（工業）

区分	授業科目	単位	備考
選択	職業指導論	2	
	計	2	

区分	授業科目	単位	備 考
必修	数学ⅠA	2	
	数学演習Ⅰ	1	
	数学ⅠB	2	
	物理学Ⅰ	2	
	電気磁気学及び演習Ⅰ	3	
	電気磁気学及び演習Ⅱ	3	
	電気回路及び演習Ⅰ	3	
	電気回路及び演習Ⅱ	3	
	基礎情報処理演習	2	
	物理実験及び演習Ⅰ	2	
	物理実験及び演習Ⅱ	2	
	工学基礎実験	2	
	電気工学基礎実験	2	
	計	29	
選択	数学ⅡA	2	48単位中15単位 以上選択必修。
	数学演習Ⅱ	1	
	数学ⅡB	2	
	電気電子情報基礎数学	2	
	工業基礎数学Ⅰ	2	
	工業基礎数学Ⅱ	2	
	確率統計	2	
	物理学Ⅱ	2	
	化学Ⅰ	2	
	化学Ⅱ	2	
	生物学Ⅰ	2	
	生物学Ⅱ	2	
	化学実験及び演習Ⅰ	2	
	化学実験及び演習Ⅱ	2	
	電子回路	2	
	制御工学基礎	2	
	一般工学概論	2	
	波動・振動	2	
	電気電子計測工学	2	
	電力工学	2	
	電気機器工学	2	
	電子・光波工学基礎Ⅰ	2	
	電子・光波工学基礎Ⅱ	2	
	ディジタル電子回路	2	
	技術革新フロンティア基礎演習	1	
	計	48	

電気電子情報工学分野

専門科目

区分	授業科目	単位	備 考
必修	電気電子情報数学及び演習Ⅰ	3	学長が認めるときは、「実務訓練8単位」は「課題研究8単位」をもって替えることができる。
	電気電子情報数学及び演習Ⅱ	3	
	制御理論	2	
	電子デバイス・フォトニクス工学	2	
	信号理論基礎	2	
	電気電子情報工学実験Ⅰ	3	
	電気電子情報工学実験Ⅱ	3	
	電気電子情報工学実践演習	2	
	電気電子情報工学特別考究及びプレゼンテーション	1	
	実務訓練 (課題研究)	8 (8)	
	計	29	
選択	上級電気磁気学	2	82単位中17単位以上選択必修。
	アナログ回路工学	2	
	電気技術英語	1	
	電磁エネルギー工学	2	
	パワーエレクトロニクス	2	
	電力システム	2	
	電機変換工学	2	
	プラズマ物性工学	2	
	電動応用システム	2	
	ロボティクス	2	
	ディジタル制御	2	
	レーザー工学	2	
	核エネルギー工学	2	
	高電圧工学	2	
	電機設計学及び製図	2	
	電気エネルギー応用	2	
	発電工学	2	
	電気法規及び電気施設管理	2	
	デバイス工学Ⅰ	2	
	デバイス工学Ⅱ	2	
	電子物性工学Ⅰ	2	
	フォトニクス工学Ⅰ	2	
	電子物性工学Ⅱ	2	
	フォトニクス工学Ⅱ	2	
	光物性工学	2	
	電磁波応用工学	2	
	応用数学	2	
	問題解決型実践プログラミング	1	
	電子計算機システム	2	
	情報通信理論	2	
	最適化理論とその応用	2	
	マルチメディア信号処理	2	
	データ構造とアルゴリズム	2	
	データベースと応用システム	2	
	数理統計学	2	
	ネットワーク工学及び演習	3	
	水力学	2	
	工業力学	2	
	工業熱力学	2	
	技術革新フロンティア・スタートアップ演習	1	
	電気電子情報工学先導セミナー	1	
	電気電子情報工学先導ラボ演習	1	
	アドバンスト・ラボ演習	2	
	計	82	

電気電子情報工学分野

教職課程科目（工業）

区分	授業科目	単位	備 考
選択	職業指導論	2	
	計	2	

区分	授業科目	単位	備 考
必修	数学ⅠA	2	
	数学ⅠB	2	
	数学演習Ⅰ	1	
	情報システム概論	2	
	情報リテラシーⅠ	1	
	アルゴリズムとデータ構造	2	
	情報リテラシーⅡ	1	
	情報・経営システム基礎実験	2	
	計	13	
選択	物理学Ⅰ	2	65単位中31単位 以上選択必修。
	化学Ⅰ	2	
	物理実験及び演習Ⅰ	2	
	化学実験及び演習Ⅰ	2	
	生物学Ⅰ	2	
	物理実験及び演習Ⅱ	2	
	化学実験及び演習Ⅱ	2	
	物理学Ⅱ	2	
	化学Ⅱ	2	
	生物学Ⅱ	2	
	生物実験及び演習	2	
	工業基礎数学Ⅰ	2	
	工業基礎数学Ⅱ	2	
	一般工学概論	2	
	ディジタル電子回路	2	
	制御工学基礎	2	
	数理基礎	2	
	基礎電磁気学	2	
	電気機器工学	2	
	工業力学	2	
	基礎化学工学	2	
	波動・振動	2	
	情報と社会Ⅰ	2	
	情報と社会Ⅱ	2	
	情報・経営数学Ⅰ	2	
	情報・経営数学Ⅱ	2	
	統計工学基礎	2	
	人間工学概論	2	
	コンピュータグラフィックス概論	2	
	情報ネットワーク概論	2	
	オペレーションズリサーチ	2	
	データマネジメント	2	
	技術革新フロンティア基礎演習	1	
	計	65	

区分	授業科目	単位	備 考
必修	情報システム工学実験	2	学長が認めるときは、「実務訓練8単位」は「課題研究8単位」をもって替えることができ
	情報・経営システム工学実験	2	
	情報システム工学演習	1	
	情報・経営システム工学特別研究実習	4	
	実務訓練 (課題研究)	8 (8)	
	計	17	
選択	ヒューマンインタフェース工学	2	57単位中29単位以上選択必修。
	オブジェクト指向プログラミング	2	
	スポーツ開発工学基盤論	2	
	情報・経営数理工学Ⅰ	2	
	統計工学	2	
	知覚情報処理	2	
	データベースと応用システム	2	
	信号処理	2	
	データマイニング	2	
	マルチメディア情報論	2	
	情報と職業	2	
	情報システム設計論	2	
	ソフトウェア工学	2	
	人工知能論	2	
	産学連携実践的AI応用	2	
	AI・IoTセキュリティ論および演習	2	
	経営管理Ⅰ	2	
	経営管理Ⅱ	2	
	実践計量経済学	2	
	環境経済学	2	
	情報社会と著作権	2	
	グローバル環境マネジメント	2	
	技術経営論	2	
	経営システム学	2	
	マーケティングⅠ	2	
	マーケティングⅡ	2	
	技術革新フロンティア・スタートアップ演習	1	
	集中セミナー	1	
	集中ラボ演習	1	
	アドバンスト・ラボ演習	2	
	計	57	

物質生物工学分野
専門基礎科目

区分	授業科目	単位	備 考
必修	数学ⅠA	2	
	数学演習Ⅰ	1	
	数学ⅠB	2	
	化学Ⅰ	2	
	物理実験及び演習Ⅰ	2	
	化学実験及び演習Ⅰ	2	
	物理学Ⅰ	2	
	生命科学基礎	2	
	生物実験及び演習	2	
	基礎物理化学Ⅰ	2	
	物質生物工学基礎実験 1	1	
	物質生物工学基礎実験 2	1	
	物質生物工学基礎実験 3	1	
	物質生物工学基礎実験 4	1	
	計	23	
選択	数学ⅡA	2	60単位中21単位 以上選択必修。
	数学ⅡB	2	
	数学演習Ⅱ	1	
	工業基礎数学Ⅰ	2	
	工業基礎数学Ⅱ	2	
	確率統計	2	
	物理学Ⅱ	2	
	化学Ⅱ	2	
	化学実験及び演習Ⅱ	2	
	基礎無機化学	2	
	基礎物理化学 2	2	
	基礎有機化学 1	2	
	基礎化学工学	2	
	基礎物理化学 3	2	
	基礎有機化学 2	2	
	基礎機器分析	2	
	物理実験及び演習Ⅱ	2	
	一般工学概論	2	
	図学	2	
	基礎電磁気学	2	
	人間工学概論	2	
	工業力学	2	
	波動・振動	2	
	電気磁気学及び演習Ⅰ	3	
	電気回路及び演習Ⅰ	3	
	材料科学	2	
	制御工学基礎	2	
	電子回路	2	
	電気電子計測工学	2	
	技術革新フロンティア基礎演習	1	
	計	60	

物質生物工学分野

専門科目

区分	授業科目	単位	備 考
必修	物質生物工学概論	2	学長が認めるときは、「実務訓練8単位」は「課題研究8単位」をもって替えることができる。
	物質生物工学実験 1	1	
	物質生物工学実験 2	1	
	物質生物工学実験 3	1	
	物質生物工学実験 4	1	
	物質生物工学総合演習 1	3	
	物質生物工学総合演習 2	3	
	産業科学概論	1	
	実務訓練	8	
	(課題研究)	(8)	
	計	21	
選択	固体化学	2	53単位中25単位以上選択必修。
	熱力学	2	
	有機化学	2	
	機器分析	2	
	固体材料物性 1	2	
	固体材料プロセス	2	
	量子力学	2	
	高分子材料 1	2	
	生命科学 1	2	
	生命科学 2	2	
	生化学 I	2	
	生化学 2	2	
	固体材料物性 2	2	
	生物物理	2	
	高分子材料 2	2	
	生命科学 3	2	
	生命科学 4	2	
	生化学 3	2	
	生化学 4	2	
	線形代数学	2	
	解析学要論	2	
	化学工学	1	
	物質・エネルギー移動論	1	
	物理実験	1	
	地学	2	
	地学実験	1	
	技術革新フロンティア・スタートアップ演習	1	
	集中セミナー	1	
	集中ラボ演習	1	
	アドバンスト・ラボ演習	2	
	計	53	

物質生物工学分野

教職課程科目 (工業)

区分	授業科目	単位	備 考
選択	職業指導論	2	
選択	計	2	

専門科目 (鄭州大学ツイニングプログラム学生用科目)

区分	授業科目	単位	備 考
必修	未来設計工学演習TP	1	
	物質材料研究実習TP	3	
	物質材料工学英語TP	1	
	物質材料工学概論 T P	2	
	物質材料工学実験 3	1	
	物質材料工学実験 4	1	
	物質材料工学実験 1	1	
	物質材料工学実験 2	1	
	物質材料工学総合演習 1	3	
	物質材料工学総合演習 T P	3	
	計	17	
選択	材料分析TP	2	
	物理化学TP	1	
	有機化学TP	2	
	材料化学演習 I TP	1	
	材料化学演習 II TP	1	
	化学英語TP	1	
	計	8	

区分	授業科目	単位	備 考
必修	数学ⅠA	2	
	数学演習Ⅰ	1	
	数学ⅠB	2	
	物理実験及び演習Ⅰ	2	
	化学実験及び演習Ⅰ	2	
	測量学	2	
	測量学実習	1	
	基礎設計製図	1	
	環境社会基盤工学実験Ⅰ	1	
	計	14	
選択	数学ⅡA	2	54単位中30単位 以上選択必修。
	数学演習Ⅱ	1	
	数学ⅡB	2	
	工業基礎数学Ⅰ	2	
	工業基礎数学Ⅱ	2	
	確率統計	2	
	物理学Ⅰ	2	
	物理学Ⅱ	2	
	物理実験及び演習Ⅱ	2	
	化学実験及び演習Ⅱ	2	
	化学Ⅰ	2	
	化学Ⅱ	2	
	生物学Ⅰ	2	
	生物学Ⅱ	2	
	生物実験及び演習	2	
	土質力学	2	
	基礎水理学	2	
	環境化学基礎	2	
	数理基礎	2	
	応用力学Ⅰ	2	
	応用力学演習Ⅰ	1	
	応用力学Ⅱ	2	
	応用力学演習Ⅱ	1	
	建設材料学基礎	2	
	一般工学概論	2	
	図学	2	
	基礎電磁気学	2	
	波動・振動	2	
	技術革新フロンティア基礎演習	1	
	計	54	

環境社会基盤工学分野
専門科目

区分	授業科目	単位	備 考
必修	CAD設計製図	1	
	環境社会基盤工学実験Ⅱ	1	
	環境社会基盤工学実験及び演習Ⅰ	1	
	環境社会基盤工学実験及び演習Ⅱ	1	
	防災・復興工学	2	
	地球環境学	2	
	グローバル環境マネジメント	2	
	環境社会基盤工学テーマセミナー	1	
	社会基盤と情報技術	2	
	The State of World Environments	1	
	実務訓練	8	
	(課題研究)	(8)	
	計	22	
選択必修	線形代数学	2	24単位中14単位 以上選択必修。
	応用統計学	2	
	解析学要論	2	
	数値シミュレーション基礎	2	
	土木計画システム分析	2	
	応用力学Ⅲ	2	
	水災害工学	2	
	地盤工学Ⅰ	2	
	都市の認識	2	
	交通システム分析	2	
	コンクリート構造Ⅰ	2	
	環境衛生工学	2	
	計	24	
選択	地盤工学Ⅱ	2	43単位中10単位 以上選択必修。
	応用土木振動学	2	
	水工水理学	2	
	リモートセンシング工学	2	
	応用流体力学	2	
	応用水文気象学	2	
	地理情報解析演習	2	
	構造物のライフサイクルマネジメント	2	
	コンクリート構造Ⅱ	2	
	道路工学	2	
	土木振動学	2	
	構造解析学	2	
	鋼構造学	2	
	Transportation Economics with Python	2	
	都市の計画	2	
	Environmental and Ecology Engineering	2	
	資源エネルギー循環工学	2	
	環境微生物工学	2	
	環境リスク管理学	2	
	技術革新フロンティア・スタートアップ演習	1	
	集中セミナー	1	
	集中ラボ演習	1	
	アドバンスト・ラボ演習	2	
	計	43	

環境社会基盤工学分野
教職課程科目（工業）

区分	授業科目	単位	備 考
選択	職業指導論	2	
選択	計	2	

教職課程科目（工業）

区分	授業科目	単位	備 考
選 択	教職論	2	
	教育原理	2	
	教育心理学	2	
	特別支援教育論	1	
	教育法規・政策論	2	
	教育課程論	2	
	工業科教育法Ⅰ	2	
	工業科教育法Ⅱ	2	
	総合的な学習の時間指導法	1	
	特別活動論	1	
	教育工学・方法論（情報通信技術 の活用を含む）	2	
	生徒・進路指導論	2	
	教育相談の基礎	2	
	教育実習（高）	3	
	教職実践演習（中・高）	2	
	計	28	

教職課程科目（理科）

区分	授業科目	単位	備 考
必 修	教職論	2	
	教育原理	2	
	教育心理学	2	
	特別支援教育論	1	
	教育法規・政策論	2	
	教育課程論	2	
	総合的な学習の時間指導法	1	
	道徳指導法	2	
	理科教育法Ⅰ	2	
	理科教育法Ⅱ	2	
	理科教育法Ⅲ	2	
	理科教育法Ⅳ	2	
	特別活動論	1	
	教育工学・方法論（情報通信技術 の活用を含む）	2	
	生徒・進路指導論	2	
	教育相談の基礎	2	
	教育実習（中）	5	
	教育実習（高）	3	
	教職実践演習（中・高）	2	
	計	39	

メジャー・マイナーコース

マイナー科目

区分	授業科目	単位	備 考
機械 盤工 科学 分野 目	計測制御工学とその応用	2	「基盤」と「発展」から合わせて10単位を選択必修。
	機械工作法とその応用	2	
	材料科学とその応用	2	
	工業熱力学とその応用	2	
	水力学とその応用	2	
	計	10	
発 展 科 目	計算力学の基礎	2	
	機械システム設計工学	2	
	応用熱力学	2	
	動的システムの解析と制御	2	
	メカトロニクス基礎	2	
	スマートファクトリー	2	
	環境・エネルギー	2	
	安全工学基礎	2	
	機械工学特別講義	2	
	材料加工生産学	2	
	計	20	
基工電 盤学電 科学電 分野情 目野報	電気回路とその応用	2	「基盤」と「発展」から合わせて10単位を選択必修。
	電気磁気学とその応用	2	
	制御工学とその応用	2	
	アナログ電子回路とその応用	2	
	ディジタル電子回路とその応用	2	
	計	10	
発 展 科 目	制御理論	2	
	電子デバイス・フォトニクス工学	2	
	信号理論基礎	2	
	上級電気磁気学	2	
	アナログ回路工学	2	
	パワーエレクトロニクス	2	
	デバイス工学Ⅰ	2	
	電子計算機システム	2	
	計	16	
情 基工報 盤学経 科学営 分野シ 目野ス テム	情報と社会	2	「基盤」と「発展」から合わせて10単位を選択必修。
	人間工学とその応用	2	
	情報ネットワークとその応用	2	
	データマネジメントとその応用	2	
	計	8	
発 展 科 目	ヒューマンインタフェース工学	2	
	知覚情報処理	2	
	データマイニング	2	
	人工知能論	2	
	環境経済学	2	
	経営システム学	2	
	計	12	

基 盤 科 目	物質科学分野	物理化学の基礎と応用 1	2	「基盤」と「発展」から合わせて10単位を選択必修。
		物理化学の基礎と応用 2	2	
		無機化学の基礎と応用	2	
		有機化学の基礎と応用	2	
		生命科学の基礎と応用	2	
		計	10	
発 展 科 目		固体化学	2	
		熱力学	2	
		有機化学	2	
		生化学Ⅰ	2	
		生命科学Ⅰ	2	
		固体材料物性Ⅱ	2	
		生物物理	2	
		高分子材料Ⅱ	2	
		生命科学Ⅲ	2	
		生命科学Ⅳ	2	
		生化学Ⅲ	2	
		生化学Ⅳ	2	
		計	24	
基 盤 科 目	環境学社会基盤分野	土質力学とその応用	2	「基盤」と「発展」から合わせて10単位を選択必修。
		基礎水理学とその応用	2	
		環境化学基礎とその応用	2	
		応用力学Ⅰとその応用	2	
		建設材料学基礎とその応用	2	
		計	10	
発 展 科 目		社会基盤と情報技術	2	
		グローバル環境マネジメント	2	
		応用力学Ⅲ	2	
		水災害工学	2	
		地盤工学Ⅰ	2	
		都市の認識	2	
		交通システム分析	2	
		コンクリート構造Ⅰ	2	
		環境衛生工学	2	
		計	18	

e ラーニング科目

教養科目

授業科目	単位	備 考
e－数理・データサイエンス・人工知能への誘い	2	
e－商学概論	2	
e－データサイエンスC	2	
e－情報処理概論	2	
計	8	

機械工学分野

専門基礎科目

授業科目	単位	備 考
e－安全制御基礎	2	
計	2	

電気電子情報工学分野

専門基礎科目

授業科目	単位	備 考
e－電気磁気学Ⅰ	2	
計	2	

情報・経営システム工学分野

専門基礎科目

授業科目	単位	備 考
e－情報・経営数学Ⅰ	2	
e－情報・経営数学Ⅱ	2	
e－データマイニング	2	
e－情報技術基礎Ⅰ	2	
計	8	

情報・経営システム工学分野

専門科目

授業科目	単位	備 考
e－データベースと応用システム	2	
e－地球環境学Ⅱ	2	
e－経営管理Ⅰ	2	
e－経営管理Ⅱ	2	
計	8	

環境社会基盤工学分野

専門科目

授業科目	単位	備 考
e－気象学概論	2	
e－地球環境学Ⅱ	2	
計	4	

量子・原子力工学コース

授業科目	単位	備 考
量子・原子力工学実践	2	コース必修科目
量子・原子力工学探求	2	コース必修科目
計	4	

学術交流協定に基づく特別聴講学生科目

機械工学分野

専門科目

授業科目	単位	備 考
Fracture and Fatigue Strength of Materials	2	
計	2	

電気電子情報工学分野

専門科目

授業科目	単位	備 考
Basic Magnetohydrodynamics	2	
Introduction to Instrumental Analysis for Electronic Materials	2	
計	4	

各分野共通

授業科目	単位	備 考
Internship I	4	
Internship II	8	
Project Study I	4	
Project Study II	8	
Engineering Practice	1	
計	25	

教育課程表

技術科学イノベーション専攻

必・選の別	授 業 科 目	単 位	備 考
必修	技術科学イノベーションセミナーI	1	必修科目18単位、選択必修及び選択（共通科目）よりそれぞれ6単位を含め、42単位以上修得。
	技術科学イノベーションセミナーII	1	
	技術科学特別実験I	2	
	技術科学特別実験II	2	
	海外リサーチインターンシップ	4	
	専門分野輪講I	3	
	専門分野輪講II	3	
	研究者倫理 I	1	
	研究者倫理 II	1	
	計	18	
選択必修	技術科学イノベーション特論	2	
	ベンチャー起業実践I	2	
	ベンチャー起業実践II	1	
	プロジェクトリーダー実習	3	
	製品開発プロジェクト実習	2	
	英語ビジネスコミュニケーション	1	
	技術科学ファシリテーション	2	
	技術科学企画立案手法演習	1	
	イノベーション・ケーススタディ	2	
	研究指導実習	2	
	アイデア開発実習	3	
	計	21	
選択	技術科学イノベーションデザイン論	2	
	産業企画及び技術科学マネジメント	2	
	グローバル研究戦略特論	2	
	産業構造特論	2	
	暗黙知イノベーション論	2	
	企業リーダー論	2	
	グローバル経営工学	2	
	海外地域特色産業論	2	
	アントレプレナー特論	2	
	Business Communication	2	
	Creative Leadership	2	
	Cultural Intelligence (CQ)	2	
	Cultural Leadership	2	
	Design Thinking	2	
	Digital Communications	2	
	Robotic Process Automation (RPA)	2	
	Social Innovation	2	
	Technology Management	2	
	Think Like A Futurist	2	
	計	38	

選択 (共通科目)	現代数学特論	2	
	数理解析特論	2	
	スポーツバイオメカニクス	2	
	科学技術と現代社会	2	
	安全・情報セキュリティ特論Ⅰ	1	
	安全・情報セキュリティ特論Ⅱ	1	
	言語と異文化理解	2	
	科学技術英語特論	2	
	English for Science and Technology	2	
	English for Academic Purposes	2	
	Fundamental English for Graduate Students	2	
	英語プレゼンテーション	2	
	Professional Discourse and Presentation	2	
	Analytical Reasoning and Presentation	2	
	言語と思考	2	
	認知科学概論	2	
	心理学特論	2	
	現代文学の中の人間	2	
	社会福祉特論	2	
	日本エネルギー経済論	2	
	経営学特論	2	
	Japanese Industrial Development and SDGs	2	
	Gigaku Innovation and Creativity	2	
	国際関係論	2	
	企業コンプライアンス論	2	
	SDGs 実践入門	2	
	知的財産概説	2	
	アイデア開発実践	2	
	ダイバーシティから考える社会人力形成論	2	
	安全工学特論	2	
	計	58	

卓越大学院プログラム【5年一貫制博士課程】

グローバル超実践ルートテクノロジープログラム

必・選の別	授 業 科 目	単 位	備 考
必修	プロジェクトリーダー実習	3	必修科目8単位を修得。選択必修科目から3単位以上を修得。国際ルートテクノロジースクール及びルートテクノロジー特論について、いずれか1科目または両者を修得。
	研究者倫理Ⅰ	1	
	研究者倫理Ⅱ	1	
	プロジェクトリーダー反復実習	1	
	海外発展リサーチインターンシップ	1	
	ICT 実務演習	1	
	計	8	
3単位選択必修	技術科学イノベーション特論	2	
	ベンチャー起業実践Ⅰ	2	
	ベンチャー起業実践Ⅱ	1	
	技術科学ファシリテーション	2	
	技術科学企画立案手法実習	1	
	イノベーション・ケーススタディ	2	
	研究指導実習	2	
	国際ルートテクノロジースクール	1	
	ルートテクノロジー特論	1	
	Business Communication	2	
	Creative Leadership	2	
	Cultural Intelligence (CQ)	2	
	Cultural Leadership	2	
	Design Thinking	2	
	Digital Communications	2	
	Robotic Process Automation (RPA)	2	
	Social Innovation	2	
	Technology Management	2	
	Think Like A Futurist	2	
	計	34	

教育課程表

機械工学分野

必・選の別	授 業 科 目	単 位	備 考
必修	機械工学セミナー第一	1	必修科目9単位 を含め、24単位 以上修得。
	機械工学セミナー第二	1	
	機械工学セミナー第三	1	
	機械工学セミナー第四	1	
	機械工学特別実験第一	2	
	機械工学特別実験第二	2	
	研究倫理	1	
	計	9	
選択	機械工学特論	2	
	機械工学情報特論	2	
	制御工学特論	2	
	単結晶加工学特論	2	
	トライボロジー	2	
	建設機械工学特論	2	
	超音波振動加工特論	2	
	精密測定学特論	2	
	超音波診断工学特論	2	
	雪氷工学特論	2	
	熱工学特論	2	
	圧縮性流体力学特論	2	
	非ニュートン流体力学特論	2	
	光エネルギー工学特論	2	
	高エネルギー物質工学	2	
	異方性工学特論	2	
	非鉄金属材料特論	2	
	破壊力学特論	2	
	Strength of Advanced Materials	2	
	材料機器分析特論	1	
	材料組織学特論	2	
	数理設計特論	2	
	固体物理学特論	2	
	ソーシャルイノベーション特論	2	
	レーザ加工物理学	2	
	バイオエンジニアリング特論	2	
	計	51	

電気電子情報工学分野

必・選の別	授 業 科 目	単 位	備 考
必修	電気電子情報工学セミナーI	1	必修科目 9 単位 を含め、24単位 以上修得。
	電気電子情報工学セミナーII	1	
	電気電子情報工学セミナーIII	1	
	電気電子情報工学セミナーIV	1	
	電気電子情報工学特別実験	3	
	技術英語特別演習I	1	
	研究倫理	1	
	計	9	
選択	電磁エネルギー工学特論	2	
	高温超伝導材料工学特論	2	
	エネルギー制御工学特論	2	
	パワーデバイス工学特論	2	
	大容量電力変換工学特論	2	
	高エネルギー密度科学特論	2	
	プラズマ計測工学特論	2	
	電力システム工学特論	2	
	電気機器工学特論	2	
	エネルギー変換工学特論	2	
	イオンビーム工学概論	2	
	メカトロニクス工学特論	2	
	モーションコントロールとAI	2	
	半導体素子工学特論	2	
	光・量子電子工学特論	2	
	光学材料工学特論	2	
	電子材料合成技術特論	2	
	電子物性工学特論	2	
	分光学特論	2	
	マテリアルズインフォマティクス特論	2	
	機能性光学デバイス工学特論	2	
	計算電磁気学特論	2	
	光波センシング特論	2	
	画像情報工学特論	2	
	情報通信ネットワーク特論	2	
	非線形回路工学特論	2	
	三次元画像工学特論	2	
	信号処理システム特論	2	
	脳情報工学特論	2	
	数理データサイエンス特論	2	
	材料機器分析特論	1	
	技術英語特別演習 2	1	
	計	62	

情報・経営システム工学分野

必・選の別	授 業 科 目	単 位	備 考
必修	情報・経営システム工学セミナー 1	1	必修科目10単位 を含め、24単位 以上修得。
	情報・経営システム工学セミナー 2	1	
	情報・経営システム工学セミナー 3	1	
	情報・経営システム工学セミナー 4	1	
	情報・経営システム工学特別実験・演習 1	2	
	情報・経営システム工学特別実験・演習 2	2	
	技術英語特別演習 1	1	
	研究倫理	1	
	計	10	
選択	機械学習論	2	
	計算知能論	2	
	生理情報計測論	2	
	情報検索システム特論	2	
	グループウェア特論	2	
	理論生命科学	2	
	実験心理学特論	2	
	認知科学特論	2	
	企業論特論	2	
	経営戦略論	2	
	認知行動科学特論	2	
	製品開発論	2	
	ビジネスモデル	2	
	情報・経営英語	2	
	持続可能発展論	2	
	エネルギー経済論	2	
	人の行動とデータマイニング	2	
	情報システム設計特論	2	
	計	36	

物質生物工学分野

必・選の別	授 業 科 目	単 位	備 考
必修	物質生物学セミナーI	1	必修科目9単位 を含め、24単位 以上修得。
	物質生物学セミナーII	1	
	物質生物学セミナーIII	1	
	物質生物学セミナーIV	1	
	物質生物学特別実験I	2	
	物質生物学特別実験II	2	
	研究倫理	1	
	計	9	
選択	電気化学エネルギー変換特論I	1	
	有機物性化学特論	1	
	固体熱物性特論	1	
	結晶構造特論	1	
	固体電子物性特論	1	
	固体反応特論	1	
	非晶質固体物性特論	1	
	有機材料特論I	2	
	高分子化学特論 2	1	
	有機合成化学特論 1	1	
	有機合成化学特論 2	1	
	ナノバイオ材料特論	1	
	Physical Chemistry of Advanced Materials	2	
	Advanced Inorganic Materials	2	
	Advanced Organic Materials	2	
	物質材料工学特別セミナーI	1	
	物質材料工学特別セミナーII	1	
	バイオエンジニアのキャリアパス	1	
	ソーシャルイノベーション特論	2	
	生物資源工学	2	
	遺伝育種学特論	2	
	生物高分子材料特論	2	
	高分子のシミュレーション	2	
	分子遺伝学特論	2	
	生体運動特論	2	
	環境計測化学	2	
	糖鎖工学特論	2	
	薬剤機能学	2	
	認知神経科学	2	
	生体触媒工学特論	2	
	発生とゲノム	2	
	発展生命科学 I	2	
	発展生命科学 II	2	
	材料機器分析特論	1	
	Microbiology Fundamentals for Application	2	
	Bioengineering Techniques in Plants and Animals	2	
	Bioengineering Journal Club	1	
	Seminar on Bioengineering for Foreign Students	2	
	Research Project Seminar for Foreign Students	2	
	Advanced Water Environmental Engineering 1	2	
	Advanced Water Environmental Engineering 2	2	
	機能材料・界面科学特論	2	
	計	68	

環境社会基盤工学分野

必・選の別	授 業 科 目	単 位	備 考
必修	環境社会基盤工学セミナーI	1	必修科目9単位を含め、24単位以上修得。
	環境社会基盤工学セミナーII	1	
	環境社会基盤工学セミナーIII	1	
	環境社会基盤工学セミナーIV	1	
	環境社会基盤工学特別実験・演習I	2	
	環境社会基盤工学特別実験・演習II	2	
	研究倫理	1	
	計	9	
選択	地盤工学特論I	2	
	Advanced Geotechnical Engineering 1	2	
	環境防災工学特論I	2	
	Advanced Environment and Disaster Prevention Engineering 1	2	
	環境防災工学特論II	2	
	Advanced Environment and Disaster Prevention Engineering 2	2	
	災害軽減・復興システム工学特論	2	
	水理学特論	2	
	Advanced Fluid Mechanics	2	
	環境動態解析学特論I	2	
	環境動態解析学特論II	2	
	Advanced Topics on Atmospheric and Hydrospheric Sciences 2	2	
	環境計測工学特論	2	
	Advanced Concrete Engineering	2	
	道路工学特論	2	
	構造解析学特論	2	
	構造工学特論	2	
	Advanced Structural Engineering	2	
	Supply Chain Management Analysis	2	
	Transportation Network Analysis by Bigdata	2	
	Advanced Infrastructure Planning and Management	2	
	Microeconomic Modeling for Policy Analysis	2	
	都市計画特論I	2	
	都市計画特論II	2	
	水土壤環境制御特論	2	
	Advanced Water Environmental Engineering 1	2	
	Advanced Environmental Protection Engineering	2	
	Advanced Water Environmental Engineering 2	2	
	環境リスク管理学特論	2	
	資源エネルギー循環工学特論	2	
	計	60	

量子・原子力統合工学分野

必・選の別	授 業 科 目	単 位	備 考
必修	量子・原子力安全統合工学セミナーⅠ	1	必修科目8単位を含め、24単位以上修得。
	原量子・原子力安全統合工学セミナーⅡ	1	
	量子・原子力安全統合工学セミナーⅢ	1	
	量子・原子力安全統合工学セミナーⅣ	1	
	量子・原子力工学特別実験	1	
	量子・原子力工学実習	1	
	技術英語特別演習 1	1	
	研究倫理	1	
	計	8	
選択	量子・原子力統合工学概論	2	
	放射線安全・計測工学特論	1	
	核燃料サイクル工学	2	
	原子力材料と核燃料	2	
	耐震安全・地域防災工学特論	2	
	放射化学特論	2	
	材料機器分析特論	1	
	安全・危機管理特論	2	
	原子力防災と原子力事故	2	
	原子力レギュラトリー特論	2	
	放射線物理学特論	2	
	原子炉物理学と動特性	2	
	原子力発電システム特論	2	
	原子炉設計工学特論	2	
	核融合システム特論	2	
	計算科学特論	2	
	技術英語特別演習 2	1	
	環境放射能と生物影響	2	
	計	33	

システム安全工学 分野

必・選の別	授 業 科 目	単 位	備 考
必修	システム安全考究Ⅰ	1	必修科目7単位を含め、30単位以上修得。ただし、選択必修科目から6単位以上、選択必修科目と選択科目の合計23単位以上修得。
	システム安全考究Ⅱ	1	
	システム安全考究Ⅲ	1	
	システム安全考究Ⅳ	1	
	システム安全概論	1	
	研究倫理Ⅰ	1	
	研究倫理Ⅱ	1	
	計	7	
選択必修	労働安全マネジメント特論	2	
	安全マネジメント特論	2	
	安全認証・安全診断特論	2	
	安全論理学	2	
	リスクアセスメント特論	2	
	産業システム安全設計特論	2	
	安全システム構築論	2	
	計	14	
選択	海外インターンシップ	2	
	国内インターンシップ	1	
	産業・環境技術政策論	2	
	技術経営論	2	
	組織マネジメント特論	2	
	リスクマネジメント特論	2	
	機能安全基礎論	2	
	国際規格と安全技術論	2	
	電気安全設計論	2	
	技術と知的財産論	2	
	火災爆発特論	2	
	騒音・振動工学特論	2	
	協働ロボット安全特論	2	
	ロボット工学特論	2	
	技学特論	1	
	事故情報分析特論	1	
	情報セキュリティ特論	1	
	経営工学特論	2	
	ヒューマンファクター特論	2	
	安全法務	1	
	法工学	1	
	構造安全性評価特論	2	
	医療安全特論	2	
	計	40	

修士海外研究開発実践（リサーチ・インターンシップ）科目

必・選の別		授 業 科 目	単 位	備 考
機械工学分野	必修の読み替え	機械工学海外研究開発実践	3	海外リサーチ・インターンシップ履修学生用科目
	選択	機械工学協働研究開発学修	6	
電気電子情報工学分野	必修の読み替え	電気電子情報工学海外研究開発実践訓練	1	
	選択	電気電子情報工学協働研究開発学修	6	
	選択	電気電子情報工学協働研究開発学修及び実践訓練	7	
情報・経営システム工学分野	必修の読み替え	情報・経営システム工学海外研究開発実践	3	
	選択	情報・経営システム工学海外特別実験	2	
	選択	技術英語海外特別演習	1	
	選択	情報・経営システム工学協働研究開発学修	6	

物質生物工学分野	必修の読み替え	物質生物工学海外研究開発実践	3
	選択	物質生物工学協働研究開発学修	4
環境社会基盤工学分野	必修の読み替え	環境社会基盤工学海外研究開発実践	3
	選択	環境社会基盤工学協働研究開発学修	4
量子・原子力統合工学分野	必修の読み替え	量子・原子力統合工学海外研究開発実践訓練	1
	選択	量子・放射線協働研究開発学修	2
	選択	原子力技術協働研究開発学修	2
	選択	原子力安全協働研究開発学修	2
システム安全工学分野	必修の読み替え	システム安全工学海外研究開発実践	1
	選択必修の読み替え・選択	システム安全工学海外研究開発学修	6
共通科目	選択	異文化地図の描き方	2
計			65

e ラーニング科目

	授業科目	単位	備 考
	e-エネルギー経済論	2	
	計	2	

学術交流協定に基づく特別聴講学生科目

授業科目	単位	備 考
Research Internship I	4	
Research Internship II	8	
Project Study GS I	4	
Project Study GS II	8	
計	24	

教育課程表

エネルギー工学分野

必・選の別	授 業 科 目	単 位	備 考
必修	エネルギー工学輪講Ⅰ	3	必修科目7単位 を含め42単位 （修士課程又は 博士前期課程に おける修得単位 30単位を含む） 以上修得。
	エネルギー工学輪講Ⅱ	3	
	研究者倫理	1	
	計	7	
選択	熱エネルギー工学特論	2	
	流体エネルギー工学特論	2	
	エネルギー変換・制御工学特論	2	
	パワーエレクトロニクス・メカトロニクス工学特論	2	
	電気化学エネルギー工学特論	2	
	超電導材料工学特論	2	
	環境発電セラミック材料工学特論	2	
	エネルギー変換材料工学特論	2	
	脱炭素システム特論	2	
	プラズマ・核融合工学特論	2	
	高エネルギー密度プラズマ物性工学特論	2	
	応用核化学	2	
	環境放射能特論	2	
	生体材料工学特論	2	
	イオンビーム工学特論	2	
	計	30	

情報・制御工学分野

必修・選 の別	授 業 科 目	単 位	備 考
必修	情報・制御工学輪講Ⅰ	3	必修科目7単位 を含め42単位 （修士課程又は 博士前期課程に おける修得単位 30単位を含む） 以上修得。
	情報・制御工学輪講Ⅱ	3	
	研究者倫理	1	
	計	7	
選択	計算機工学特論	2	
	有限要素解析特論	2	
	非線形システム設計特論	2	
	カオス・フラクタル情報数理工学特論	2	
	情報回路工学特論	2	
	非線形光学特論	2	
	信号画像処理特論	2	
	超精密計測工学特論	2	
	システム制御工学特論	2	
	フィードフォワード制御特論	2	
	データマネジメント特論	2	
	精密加工工学特論	2	
	機械要素設計工学特論	2	
	機械・環境系設計工学特論	2	
	人間・社会・産業情報学特論	2	
	経営戦略特論	2	
	社会情報学特論	2	
	情報数理応用工学特論	2	
	生体医工学特論	2	
	ネットワークシステム特論	2	
脳・生体情報工学特論	2		
計	42		

材料工学分野

必・選の別	授 業 科 目	単 位	備 考
必修	材料工学輪講Ⅰ	3	必修科目7単位 を含め42単位 (修士課程又は 博士前期課程に おける修得単位 30単位を含む) 以上修得。
	材料工学輪講Ⅱ	3	
	研究者倫理	1	
	計	7	
選択	先端材料創製工学特論	2	
	応用非破壊材料評価特論	2	
	回折物理学特論	2	
	無機構造材料工学特論	2	
	精密分子設計特論Ⅰ	2	
	精密分子設計特論Ⅱ	2	
	有機機能材料工学特論	2	
	有機固体化学特論	2	
	機能材料工学特論	2	
	材料物性学特論	2	
	光デバイス工学特論	2	
	エレクトロセラミックス工学特論	2	
	破壊予測工学特論	2	
	構造安全設計特論	2	
	持続可能環境材料工学特論	2	
	機能性無機材料工学特論	2	
	ものづくりDXシステム特論	2	
	電磁波・光波制御工学特論	2	
	分子ロボット工学特論	2	
	結晶工学特論	2	
	計算材料科学特論	2	
	レーザ加工工学特論	2	
	計	44	

社会環境・生物機能工学分野

必・選の別	授 業 科 目	単 位	備 考
必修	社会環境・生物機能工学輪講Ⅰ	3	必修科目7単位 を含め42単位 (修士課程又は 博士前期課程に おける修得単位 30単位を含む) 以上修得。
	社会環境・生物機能工学輪講Ⅱ	3	
	研究者倫理	1	
	計	7	
選択	防災安全・災害復興学特論	2	
	複合材料・構造学特論	2	
	材料寿命及び余寿命予測特論	2	
	鋼構造学特論	2	
	都市交通計画学特論	2	
	国土総合計画学特論	2	
	水圏工学特論	2	
	環境システム工学特論	2	
	応用地盤解析学特論	2	
	災害軽減・復興システム学特論	2	
	地圏工学特論	2	
	地球環境計測工学特論	2	
	生物材料応用工学特論	2	
	植物遺伝子工学特論	2	
	幹細胞工学特論	2	
	微生物機能利用工学特論	2	
	植物統合工学特論	2	
	環境応用生化学特論	2	
	野生動物管理工学特論	2	
	糖鎖生命工学特論	2	
	イオンチャンネルと興奮膜	2	
	バイオリファイナーリー研究開発	2	
	神経機能制御学	2	
	遺伝子工学特論	2	
	生体分子運動工学特論	2	
	環境微生物工学特論	2	
	計	52	

学術交流協定に基づく特別聴講学生科目

授業科目	単位	備 考
Research InternshipⅠ	4	
Research InternshipⅡ	8	
Project Study GSⅠ	4	
Project Study GSⅡ	8	
計	24	

戦略的技術者育成アドバンストコース

必・選 の 別	授 業 科 目	単 位	備 考
必修	セカンドラボⅡ	1	3単位全て修得 すること。
	戦略的技術者力演習Ⅰ	1	
	戦略的技術者力演習Ⅱ	1	
	計	3	
選択 必修	セカンドラボⅢ	1	1単位以上修得 すること。
	高専教育研究指導実習	1	
	海外インターンシップ	1	
	産学協働スタディ	1	
	計	4	

卓越大学院プログラム【修士課程―博士後期課程対象】
グローバル超実践ルートテクノロジープログラム

必・選の別	授 業 科 目	単 位	備 考
必修	プロジェクトリーダー実習	3	必修科目10単位を修得。選択必修科目から3単位以上を修得。国際ルートテクノロジースクール及びルートテクノロジー特論については、いずれか1科目又は両者を修得。
	海外リサーチインターンシップ	4	
	プロジェクトリーダー反復実習	1	
	海外発展リサーチインターンシップ	1	
	ICT実務演習	1	
	計	10	
3単位 選択 必修	技術科学イノベーション特論	2	
	ベンチャー起業実践Ⅰ	2	
	ベンチャー起業実践Ⅱ	1	
	技術科学ファシリテーション	2	
	技術科学企画立案手法実習	1	
	イノベーション・ケーススタディ	2	
	研究指導実習	2	
	国際ルートテクノロジースクール	1	
	ルートテクノロジー特論	1	
	Business Communication	2	
	Creative Leadership	2	
	Cultural Intelligence (CQ)	2	
	Cultural Leadership	2	
	Design Thinking	2	
	Digital Communications	2	
	Robotic Process Automation (RPA)	2	
	Social Innovation	2	
	Technology Management	2	
	Think Like A Futurist	2	
	計	34	

SDGプロフェッショナルコース

【修士課程】

必・選の別	授 業 科 目	単 位	備 考
必修	Japanese Industrial Development and SDGs	2	必修科目 6 単位を修得。選択必修科目から、2 単位以上を修得。
	Gigaku Innovation and Creativity	2	
	SDGs -recognizing limitations and challenges- (SDGs 地球レベルでの制限と課題)	2	
	計	6	
2単位 選択必修	実践型インターンシップ	2	
	日本事情特論I-II	2	
	計	4	

【博士後期課程】

必・選の別	授 業 科 目	単 位	備 考
必修	SDGs境際協働プロジェクト研究	2	
	計	2	

原子力システム安全規制コース

【修士課程】

必・選の別	授 業 科 目	単 位	備 考
必修	原子力レギュラトリー特論	2	必修科目を含め6単位以上を修得。
	計	2	
選 択	放射線安全・計測工学特論	1	
	放射化学特論	2	
	原子炉設計工学特論	2	
	原子力発電システム特論	2	
	量子・原子力統合工学概論	2	
	環境放射能と生物影響	2	
	安全・危機管理特論	2	
	原子力防災と原子力事故	2	
	耐震安全・地域防災工学特論	2	
	計	17	